

議案第 9 号

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例等
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

所得税法の一部改正に伴い、医療費の助成又は手当の支給に係る要件である配偶者の表記を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例等
の一部を改正する条例

(調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成5年調布市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。
(調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年調布市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(調布市児童育成手当条例の一部改正)

第3条 調布市児童育成手当条例(昭和46年調布市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(調布市心身障害者福祉手当条例の一部改正)

第4条 調布市心身障害者福祉手当条例(昭和49年調布市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(調布市特殊疾病患者福祉手当条例の一部改正)

第5条 調布市特殊疾病患者福祉手当条例(平成2年調布市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成31年10月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成32年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の調布市児童育成手当条例の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の調布市心身障害者福祉手当条例の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 6 第5条の規定による改正後の調布市特殊疾病患者福祉手当条例の規定は、平成31年8月以後の月分の調布市特殊疾病患者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の調布市特殊疾病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。